

## 各種委員の公募

市の各種計画に市民の意見を反映するため、委員会の委員を公募します。詳しくは、お問合せください。

	老人福祉計画および介護保険事業計画策定委員会	障害者計画等策定委員会
募集人員	2人	2人
応募資格(共通)	次の①～③のすべてを満たす人。 ①市の他の附属機関の公募委員でない②市の議会議員または職員でない③暴力団員等でない	
応募資格(個別)	次の要件をすべて満たす人 ①市の介護保険被保険者(住所地特例適用者を除く)②納期限の到来している介護保険料および医療保険の介護保険料を完納している世帯に属する	①市長および市議会議員の選挙権を有する②市の障害福祉施策の推進に理解、関心がある
応募期間	1月4日(水)～31日(火)午後5時まで(持参の場合、土日祝日を除く)	
任期	令和5年4月1日～令和8年3月31日	
報酬	日額8,000円	
応募方法	申込書に必要事項を記入し、400字以上800字以内の小論文(書式自由、各テーマは下記のとおり)を添えて、持参または郵送のいずれかの方法で提出	
小論文のテーマ	老人福祉もしくは介護保険について	南あわじ市の障害福祉施策について
問合せ先	長寿・保険課 ☎ 43-5217	福祉課 ☎ 43-5216

## 訂正とお詫び

広報12月号15頁に掲載しました「思いやり・命を大切に 園児らが『人権の花』運動」の記事で、同運動に取り組んだ施設名で「広田保育園」とあるのは、「市こども園」の誤りでした。訂正し、お詫び申し上げます。

## 今月の納期限は1月31日(火)

- ① 市県民税……………【4期】
- ② 国民健康保険税……【7期】
- ③ 後期高齢保険料……【7期】



※納期限内に必ず納めましょう。納付が困難な場合は、各担当課にご相談ください

(問)①②税務課 ☎ 43-5213 / ③長寿・保険課医療保険係 ☎ 43-5257

ご自宅でのご会食・ご法要に  
淡路島海上ホテル

**特製二段膳**  
五、五〇〇円 (税込)

ご自宅でのご会食・ご法要に  
淡路島海上ホテル

**特製一段膳**  
三、三〇〇円 (税込)

TEL.0799-52-1175  
十個以上は、配達させていただきます。  
お子様膳ご相談下さい。

## お知らせ

### 水道基本使用料等生活支援福祉補助金の申請受付について

補助金交付申請者は水道使用契約者およびeo光テレビ契約者になります

☎ 福祉課 ☎ 43-5216

経済的な負担の軽減を目的とした「水道基本使用料等生活支援福祉補助金」の申請を受付します。  
条件等に該当すると思われる世帯に申請書を送付しますので、必要書類を添えて福祉課まで申請してください。通知が届かなかった世帯についても、該当すると思われる場合は福祉課までお問合せください。  
**対象者・条件・補助金額**  
下表のとおり  
**補助対象期間**  
令和4年1月～12月のうち、条件に該当する期間(月単位)  
**申請に必要な書類**  
▽高齢者のみ、障害者がいる、ひとり親世帯の場合  
① 補助対象期間のいずれかの月の水道料金使用料等のお知らせの写し  
② 申請者名義の補助金振込先の通帳の写し(昨年度と同じ場合は不要)  
③ eo光テレビの契約者がわかる書類(契約書等の写し)  
④ 補助対象期間のいずれかの月のeo光テレビ使用料を支払ったことがわかる

### 水道料金について(生活保護世帯は対象外)

対象者	条件等	補助金額
高齢者のみの世帯	世帯全員が70歳以上で、前年の合計所得金額と年金収入の合計額が次の金額以下の世帯 単身：120万円以下 2人：190万円以下 3人：240万円以下 ※専従者給与の受給者でないこと ※市民税課税者に扶養されている人を除く	口径にかかわらず 月額403円 ※eo光加入世帯は 月額1,210円
障害者がいる世帯	手帳を有する世帯員があり、市民税非課税の世帯	
ひとり親世帯	児童扶養手当の全部支給対象者	

※市税の滞納がないこと

### eo光テレビ使用料について

対象者	補助金額
生活保護世帯	eo光テレビ使用料の月額1,650円を上限とする金額。携帯電話を持たずeo光電話(固定)のみの世帯はeo光電話の月額1,457円を上限に加算



書類(通帳、はがき等の写し)  
③④はeo光加入世帯のみ  
▽生活保護世帯の場合  
eo光テレビ使用料が対象となりますので別途対応します。

**申請期限** 3月3日(金)  
☎ 福祉課 ☎ 43-5216  
※問合せ先は淡路広域水道企業団ではありません

## お知らせ

### 20歳になったら国民年金

☎ 総合窓口センター ☎ 43-5212

国民年金は、年をとったとき、病気や事故で障害が残ったとき、家族の働き手がなくなったときに、働いている世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。20歳以上60歳未満の人に加入が義務付けられています。  
**国民年金のポイント**  
① 将来の大きな支えになる  
国が責任をもって運営するため、安定しており、年金の給付は生涯にわたって保障されます。  
② 老後のためだけではありません  
国民年金には、年をとったときの老齢年金のほか障害年金や遺族年金もあります。  
※保険料を納められないときは、未納のまま放置せず、必ず「学生納付特例」や「免除・納付猶予」を申請してください。マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナンバーから手続きができます。  
**明石年金事務所管内出張年金相談**  
▽日時 2月20日(月)  
午前10時15分～午後3時15分  
▽場所 洲本市文化体育館  
▽受付期間 1月10日(火)～  
※満席になり次第受付終了  
▽受付方法 明石年金事務所へ電話でお申込みください  
☎ 明石年金事務所お客様相談室 ☎ 078-912-4983